

説明書

(令和5年9月9日作成)

・不誠実対応⑱

アルプスの森(施設長:宇津慎史)の作成した事故報告書(令和5年1月16日付)と回答書(令和5年3月16日付)に記載されている、当該事故を起こした従業員の事故当時の動きに関し明らかな乖離が生じている。すなわち、明らかな「嘘」の記載がある。

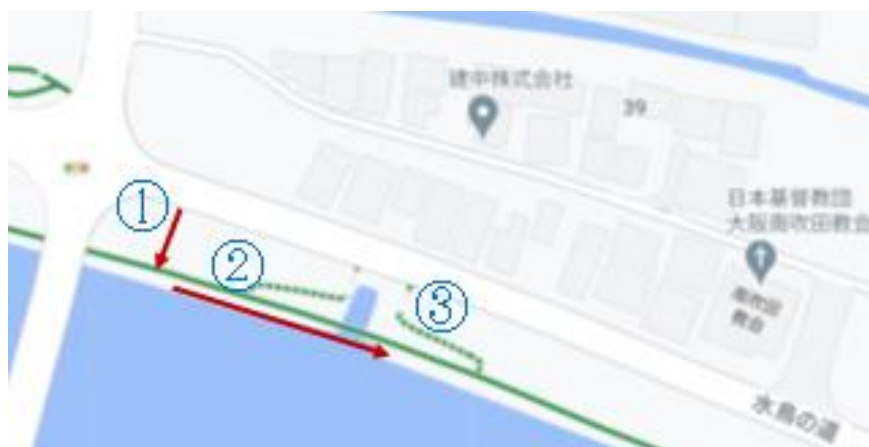
(報告書記載事項(令和5年1月16日付))では以下のように記載。この記載内容からは、当該従業員が悠生君の後を追って榎木橋にある交差点を通過した時に、悠生君の姿が見えなかったため、直ぐに、悠生君が神崎川に向かった可能性があるかと判断したとなる。

■は、清水君の後を追って上記交差点を横断したものの、その姿は見えませんでした。清水君が神崎川に向かった可能性があるかと判断した■は、神崎川の堤防を降り、^①河川敷の通称水鳥の道も横切り、神崎川の川辺に設置されているフェンス付近まで差し掛かったところ、^②脱ぎ捨てられた清水君のジャンパーを発見しました。^③

清水君が神崎川に飛び込んだであろうことは間違い無かったため、■は直ぐに当社の宇津雅美の携帯電話に連絡しました。この着信記録は、15時47分となっております。

報告書記載事項(令和5年1月16日付)より一部抜粋)

この記載内容から当該従業員の移動内容を地図に記載すると以下内容になる。



一方、（回答書記載事項(令和5年3月16日付)）において以下の記載がある。



本件事故直後、■■■■から宇津への電話は3回あり、その際の■■■■の位置関係等は資料3のとおりです。着信記録は15時47分から3回となっていました。この電話の際、電波の状況が悪く、緊迫していたこともあり、会話と呼べるようなものはありませんでした。宇津が電話で確認したのは、■■■■の「清水君が」という言葉位でした。

従って、報告書記載事項(令和5年1月16日付)の内容と、回答書記載事項(令和5年3月16日付)の内容に明らかな乖離が生じている。この乖離の存在を指摘したところ、「アルプスの森(施設長：宇津慎史)からの返答(令和5年3月16日付)は、以下内容であった。

当職による本年1月16日付報告書では、■■■■が堤防を降りる前に、車道を東側に進んだ旨の記載はありませんが、これは特に隠したのではなく（当社にそのような動機は全くありません。）、当職が関係者から事情を聞いた際に、この点の説明が無かったことによるものです。従って、上記記載が無かったとしても、虚偽の記載をしたとは考えておりません。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

しかし意図的に虚偽の記載をしたのでないのであれば、ジャンパーを見つけたタイミングと、電話をかけたタイミングに大きな差が存在することの説明ができない。

令和5年1月16日付けの報告書では、最も移動距離が長い行程が省いており、その行程がなくジャンパーを見つけたことになっている。そのジャンパーを見つけた後、「清水君が神崎川に飛び込んだであろうことは間違い無かったため、●●は直ぐに当社の宇津雅美の携帯電話に連絡しました。この着信記録は、15時47分となっています。」と記載されており、ジャンパーを発見してから当該従業員は電話を宇津雅美氏にかけ、その時間が15時47分になっている。

しかしながら、令和5年3月16日付けの回答書では、電話は合計3回かけており、最初の電話をかけた時刻は、報告書と同じ15時47分になっているが、かけた場所は河川敷でもなく車道であること、他、2回3回ともジャンパーを発見する前のタイミングで電話をかけていることになっている。

遺族としては、上記のような乖離は、明らかな捏造をアルプスの森(施設長:宇津慎史)が行っているために生じたものであると認識している。